

## 被占領パレスチナ地域における水と衛生の人権

「被占領パレスチナ地域の住民にとって安全で十分かつきれいな水へのアクセスの不足が長い間問題とされてきた。近年の干ばつによって発生した水不足により悪化した部分はあるものの、基本的にはイスラエルのパレスチナ住民に対する差別的な水政策とその実行により問題が発生している。

この差別は、パレスチナ住民の水への人権、食糧と住居の人権、仕事と健康の人権を含む、人間として相応しい生活水準を持つ権利の広範囲にわたる侵害を引き起こしている。」

Amnesty International, *Troubled Waters - Palestinian's denied fair access to water* (2009)

### 概要

被占領パレスチナ地域に住むパレスチナ人は水と衛生の権利の否定に繰り返し苦しめられている。イスラエルと被占領パレスチナ地域の水資源の配分は差別的である。パレスチナ人は水への公平なアクセスを奪われ、また水と衛生のインフラ開発が不十分であるために、地域社会に基本的な健康と衛生のニーズを満たす最低限の量の水しか供給されていない。ガザ地区では、繰り返される軍事侵攻が主要な水と衛生のサービスと施設の破壊をもたらしている。イスラエルがガザに課している封鎖は、修復や維持管理に必要な材料へのアクセスを阻み、住民の健康と福祉を脅かしている。



Sabellaさんはヨルダン川西岸のマダマ村で彼女の家族のために水を汲んでいる。写真提供: Oxfam GB.

イスラエルは占領国として、パレスチナ人が水と衛生の権利を享受できるようにすることに主たる責任を負っている。パレスチナ自治政府もその管轄権内にいるパレスチナ人に対する義務を負っているため、イスラエルはパレスチナ自治政府がその義務を履行することを制限するべきではない。

### 水と衛生の人権とは何か

#### 国際人権法

国際人権法によると、水と衛生へのアクセス権は人権である。この権利は数々の国際条約によって明文化されており、それらを批准した国にとっては法的拘束力を持っている。

例えば、

- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (1966)<sup>1</sup>
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (1979)<sup>2</sup>
- 子どもの権利条約 (1989)<sup>3</sup>

イスラエルは上記の条約を批准しており、被占領パレスチナ地区を含む管轄権を持つすべての領土においてこれらを履行する義務がある。

#### 国内法と政策

パレスチナでは、2002年の“Water Law No.3”が、水を人権であると明確に認識している。第3条第3項は「すべての人は、使用に適当な質と必要な量の水を得る権利を持ち、水のサービスを提供するすべての公的・私的機関は、この権利を確実なものにするのに必要な段階を踏み、これらのサービスを開発

<sup>1</sup> The right is implicit in article 11 (1), the right to an adequate standard of living and article 12, the right to the highest attainable standard of health. At: <http://www2.ohchr.org/english/law/>

<sup>2</sup> Article 14 (2) (h). At: <http://www2.ohchr.org/english/law/>

<sup>3</sup> Article 24 (2) (c) and (e). At: <http://www2.ohchr.org/english/law/>

するために必要な計画を作成する義務がある」としている<sup>6</sup>。パレスチナ自治政府はその管轄権におけるこの権利の実現を確実なものにする義務を負っている<sup>7</sup>。

## 国際人道法

国際人道法の下における占領国として、イスラエルは民間人の福祉に責任がある。1949年のジュネーブ第4条約は、占領国は被占領地における公衆衛生と衛生サービスを維持する責任を有しており、それはきれいな水と適切な衛生の提供を必然的に伴う。ジュネーブ第4条約はまた、飲料水設備や衛生インフラを含むインフラや私有物、そして民間人への無差別な軍事攻撃を禁止している。さらに、占領国は被占領地の資源を保護し、自国民の利益のためにそれらを使用してはならない<sup>9</sup>。

“... イスラエル軍の一部には、意図的かつ組織的に水設備を狙う方針があった”  
ガザ紛争国連事実調査団報告書  
(ゴールドストーン報告書: 2009)

## 水と衛生の権利の要素

国際法における水と衛生の権利の内容は、2002年の「一般意見 15 番：水の権利」と、人権の促進と保護のための国連小委員会「飲料水と衛生の権利の実現のためのガイドライン案」（2005）<sup>11</sup>に定義されている。

**十分な水：**適当で継続的な水の供給は、個人の、そして家庭内の利用が可能でなければならない。世界保健機関は、基本的な健康に必要な最低限 15 リットルの水を保証するため、一人一日平均 100 から 150 リットルの水を推奨している。個人と家庭内のニーズを満たすことができたら、生活環境と食糧保障を確保するため、適度な量の水が利用可能になるべきである。

“水がなければ私たちは子どもの体を洗うこともできません。小さな子どもたちは病気がちになり、道路が封鎖されているため、子どもたちを診療所に連れていくこともできません”  
Haja Famieh, ヨルダン川西岸、ヘブロン南部のイスフェフ・フォルガの住人

**安全な水と衛生：**水は人体に危険のある有害物質を含んでいてはならず、許容可能な色、匂い、味をしていなければならない。水源は現在と将来の世代に安全な水を確保するために守られるべきである。

“私たちの近所はひどい有様です：汚水が道にあふれ、私の家の中にまで入ってきます。子どもの健康が心配だから非常に強い酸性の洗剤を使っています。ここには虫が多すぎ、汚水溜めにいるのは私の指ほどもある大きさです。”

Amina Naser, ガザ地区アルシューカの住人

公衆衛生環境は守られなければならない、環境への脅威を有しておらず、人間、動物、昆虫を排泄物や病気の感染から効果的に守ることが可能であるべきである。トイレは、廃絶物と下水が取り除かれるかあるいは安全に処理されている状態で、使用者のプライバシー、尊厳、安全が守られなければならない。

**物理的にアクセス可能な水と衛生：**水と衛生の設備は、家庭、学校、職場、保健施設の中、あるいはその近くなど、安全かつ距離的に近い範囲の中になければならず、特に女性や子どもなどの弱者の身体的安全に対する脅威が最小化されていなければならない。世界保健機関は、最低限の量の水への容易なアクセスを確保するため、家から 1 キロ以内の場所に水のサービスを設けることを推奨している<sup>13</sup>。

<sup>6</sup> Palestinian Water Law No.3, Ramallah, 17 July 2002.

<sup>7</sup> The International Court of Justice (ICJ) has made clear that “Israel is under an obligation not to raise any obstacles to the exercise of [economic and social] rights in those fields where competence has been transferred to the Palestinian authorities,” see ICJ, *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*, para. 112.

<sup>9</sup> Hague Convention IV Respecting the Laws and Customs of War on Land (1907), article 55.

<sup>11</sup> Available at: [www.cohre.org/resources](http://www.cohre.org/resources) under ‘Key United Nations Documents’.

<sup>13</sup> G. Howard & J. Bartram, *Domestic Water Quantity, Service Level and Health*, (Geneva: WHP, 2003), p.22.

利用可能な水と衛生：水と衛生のインフラ設備、そのサービス、継続的稼働、維持管理は、利用可能な価格でなくてはならない。その費用は、個人や家庭において、食糧や住居、ヘルスケア、教育などの他の必要不可欠な物やサービスを得るキャパシティを限定的にするようなものであってはならない。

弱い立場にあり社会から取り残された人々へ配慮し、差別をしないこと：水と衛生へのアクセスにおいて差別を行うことは国際法によって禁止されている。人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治その他の意見、国籍や社会的家柄、資産、出生やその他の立場にかかわらず、全ての人々が水と衛生の権利を持っている。ベドウィン（遊牧民族）や女性、子ども、高齢者、慢性的疾患を持つ患者、障がいのある人など、いった弱い立場にあり社会から取り残された人々は、しばしば水と衛生の権利の侵害から不相应に苦勞することがある。そのような人々の特別なニーズは、水と衛生の計画、運営、維持の上で優先的に考慮されねばならない。

## イスラエルの政策とその実行による 被占領パレスチナ地域の水と衛生の権利の侵害

イスラエルとパレスチナの間の差別的な水資源配分が、パレスチナ人の不十分な水資源へのアクセスと管理につながっている：国連社会権規約委員会は、「イスラエルが圧倒的に支配している共有水資源の不平等な管理、抽出、分配の結果として、被占領地のパレスチナ人の水へのアクセス、分配、利用可能性が限定されていることを特に懸念している」と述べている<sup>16</sup>。国連人種差別撤廃委員会は同様に、イスラエルに対し「いかなる差別もなくすべての人に水資源への平等なアクセスを確保する」ように求めている<sup>17</sup>。

阻止されるパレスチナの水資源と水・衛生インフラ維持、復旧、開発：適切な住居に関する元国連特別報告者であるMiloon Kothari氏は、「地域の解決策のためのネットワークと施設を含む水インフラの供給の欠如、漏水と水の喪失を防ぐための既存インフラの適切な維持の欠如、特にユダヤ人入植地で顕著なパレスチナ人の水供給設備建設や井戸掘りにかけられる制限」に懸念を示している<sup>19</sup>。

生活環境と食料の確保に必要な、個人や家庭で使用するための十分な量の水へのアクセスの否定：国際人権団体は、幾つかの地域におけるパレスチナの地域社会に利用可能な水の量が国際的に許容できるレベルをはるかに下回っていると声明している<sup>22</sup>。Maloon Kothari氏はさらに、「イスラエルの水公共事業（メケロット）が管轄する地域のパレスチナ人へ対し不十分な水を供給する差別的な分配」に言及した<sup>23</sup>。

安全な衛生施設へのアクセス低下、特に公衆衛生と広範な環境の両方を危機に陥れる、下水処理：パレスチナ自治政府が提案した下水処理施設の建設をイスラエルが阻止または拒否したことと、違法な入植地とエルサレムからヨルダン川西岸の湧水と谷へ流れている

“水は1週間に2度しか水道から出てきません。それ以外はタンク車から買わなくてはなりません。それは非常に高価です。”

Um Akram, ヨルダン川西岸アイザリヤ付近ジャヘレーン・ベドウィン村の住人



Cast Lead 作戦の後、少年がガザで水を運んでいた。写真提供: Maya Vidon White

<sup>16</sup> United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Concluding Observations of the Committee on Economic Social and Cultural Rights: Israel (2003), UN doc.E/C.12/1/Add.90., para.26.

<sup>17</sup> UN Committee on the Elimination of Racial Discrimination, Concluding observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: Israel, UN Doc. CERD/C/ISR/CO/13 (2007), para. 35.

<sup>19</sup> Mr. Miloon Kothari, Report of the Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living, (2002) UN Doc. E/CN.4/2003/5/Add.1, para. 66.

<sup>22</sup> See for example Amnesty International, *Troubled Waters - Palestinian's denied fair access to water*, (2009) and Centre on Housing Rights and Evictions, *Policies of Denial: Lack of access to water in the West Bank*, (2008).

<sup>23</sup> Mr. Miloon Kothari, Report of the Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living, (2002) UN Doc. E/CN.4/2003/5/Add.1, para. 66.

るイスラエルの未処理の大量の下水を食い止めることをイスラエルが無視していることを、B'tselemは立証している<sup>26</sup>。国連は、下水処理施設の機能停止によるガザ地区における衛生危機へ何度も注意を喚起している<sup>27</sup>。

**人間の健康へ被害を及ぼす危険物質や微生物が含まれない許容可能な質の水へのアクセスの危機：**国連環境計画は、ガザ地区の飲料水の資源に許容範囲を超えた塩素化合物と硝酸エステルが含まれていたこと、それによって特に子どもたちのための公衆衛生を危機に陥っていることを立証した<sup>29</sup>。

**許容可能な水と衛生サービスと施設へのアクセス低下：**被占領パレスチナ地域のいくつかの地域社会では、月収の40%をきれいな飲料水のために使用しており、浄化槽を空にする金銭的余裕がない<sup>31</sup>。

**分離壁、路上障害物、検問所などイスラエルの「安全保障」手段によるパレスチナ人の水資源へのアクセス制限：**国連社会権規約委員会は、「継続的な占領と、それに続く封鎖や長時間の外出禁止令、道路の妨害ブロック、検問所などの手段の結果、特に職業、土地、水、ヘルスケア、教育、食糧へのアクセスなどによって、経済的・社会的・文化的権利の享受の侵害に苦しめられている占領地区のパレスチナ人の嘆かわしい生活状況について非常に懸念している」と述べた<sup>34</sup>。同委員会はさらに、分離壁は「パレスチナの個々人や地域社会が土地と水の資源にアクセスすることを制約あるいは妨害する」と述べた<sup>35</sup>。

**水と衛生のインフラの破壊：**ガザ紛争の国連事実調査団は、Cast Lead 作戦の間にイスラエル軍により水と衛生のインフラが広範囲にわたって破壊されたことを、ゴールドストーン報告書の中で立証している<sup>38</sup>。アムネスティ・インターナショナルは、イスラエル軍と入植者の両方によってヨルダン川西岸全域で地域社会の貯水池や水タンク、他のインフラ設備が破壊されたことを立証している<sup>39</sup>。

**長期間にわたるガザへの封鎖の強制実行が、水と衛生のインフラを修復、整備、維持管理するのに必要な物資へのアクセスを阻んでいる：**被占領パレスチナ地域の国連人道問題調整官は、「ガザにおける水と衛生の設備の破壊と機能停止は、ガザ地区においてすでに厳しい状態が長く続いている人間の尊厳の否定をさらに悪化させている」と、ガザ封鎖の即時解除を要求した<sup>41</sup>。

## 提言

イスラエルは、占領国として、パレスチナ人が水と衛生の権利を享受できるようにすることに、国際法上の義務を負っている。イスラエルは、パレスチナ自治政府がこの権利を実現するのを阻むすべての障害物を取り除くべきである。ヨルダン川西岸地区とガザ地区のパレスチナ当局は、漏水を防ぐためインフラ設備を修復すべきであり、また低水準の質の水の使用を防ぐために民間の水分配業者に対し規制するべきである。国際社会と市民社会は、水と適切な衛生へのパレスチナ人の権利侵害の責任を明確にするために行動するべきである。

***This fact sheet was produced by the EWASH Advocacy Task Force: a sub-committee of the EWASH group, in collaboration with the WASH Cluster in oPt. This fact sheet is endorsed by the following organisations:.....***

*This project is funded by the European Commission Humanitarian Aid department. The views expressed in this document do not necessarily reflect the official opinion of the European Commission.*



<sup>26</sup> B'tselem, *Foul Play: Neglect of waste-water treatment in the West Bank*, (2009).

<sup>27</sup> *Humanitarian organisations deeply concerned about the ongoing water and sanitation crisis in Gaza: Call for an immediate opening of Gaza's crossings*, Press statement, 3 September 2009, available at: [www.ochaopt.org](http://www.ochaopt.org)

<sup>29</sup> UNEP, *Environmental Assessment of the Gaza Strip following the escalation of hostilities in December 2008 – January 2009*, September 2009

<sup>31</sup> See for example Amnesty International, *Troubled Waters - Palestinian's denied fair access to water*, (2009) and Centre on Housing Rights and Evictions, *Policies of Denial: Lack of access to water in the West Bank*, (2008).

<sup>34</sup> United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights, *Concluding Observations of the Committee on Economic Social and Cultural Rights: Israel* (2003), UN doc.E/C.12/1/Add.90., para. 19.

<sup>35</sup> Ibid. Para. 24.

<sup>38</sup> See, *Report of the United Nations Fact Finding Mission on the Gaza Conflict*, (2009), paras. 52 & 54.

<sup>39</sup> Amnesty International, *Troubled Waters - Palestinian's denied fair access to water*, (2009).

<sup>41</sup> *Humanitarian organisations deeply concerned about the ongoing water and sanitation crisis in Gaza: Call for an immediate opening of Gaza's crossings*, Press statement, 3 September 2009, available at: [www.ochaopt.org](http://www.ochaopt.org)